

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

新規就農者調査（以下「調査」という。）は、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）に基づき、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進するため、新規就農者数（雇用による新規就農者及び新規参入者を含む。）を把握し、新規就農者の育成・確保を図るための諸施策の円滑な推進に必要な資料を提供することを目的とする。

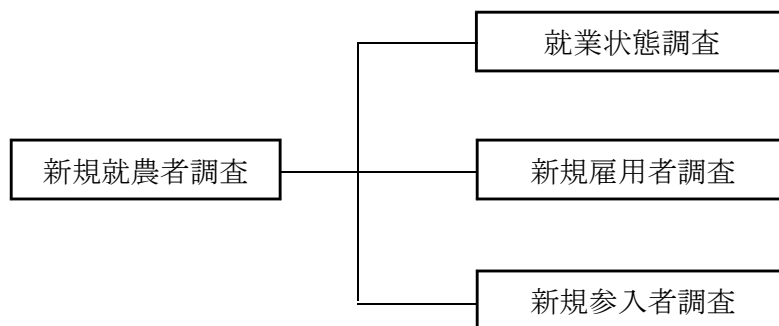
2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

(1) 就業状態調査

2015年農林業センサス（以下「センサス」という。）で把握した農業経営体（12 用語の解説「農業経営体」参照）のうち、家族経営体を対象とし、センサス結果に基づいて作成した母集団名簿を用いて、主副業別農業経営組織別の階層に基づく層化抽出法により抽出した経営体を調査した。

なお、農業構造動態調査（家族経営体）（平成29年2月1日現在）の調査対象経営体を標本の一部として共用した。

(2) 新規雇用者調査

センサスで把握した農業経営体のうち、組織経営体（(1)の家族経営体以外）及び家族経営体における一戸一法人並びにセンサス実施年以降に農業構造動態調査で把握した新設組織経営体を対象とし、センサス結果及び農業構造動態調査結果の母集団名簿を用いて、農産物の販売金額規模階層等に基づく層化抽出法により抽出した経営体を調査した。

(3) 新規参入者調査

全ての農業委員会等（農業委員会が設置されていない市区町村にあっては、当該市区町村。以下同じ。）を調査した。

6 調査期日

平成29年2月1日現在

7 調査事項

(1) 就業状態調査

農業従事者の年齢及び性別、調査期日前1年間及びさらに遡った1年間の生活の主な状態等

(2) 新規雇用者調査

新規雇用者の年齢及び性別、農家出身・非農家出身の別、雇用される直前の就業状態等

(3) 新規参入者調査

新規参入者の年齢及び性別、経営の責任者・共同経営者別の人数

8 調査方法

調査は、調査対象者に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する自計調査として実施した。

9 調査対象数及び回収率

区 分	調査対象数	集計対象回収数	有効回収率
就業状態調査	78,545経営体	58,578経営体	74.6%
うち新規就農者調査	45,545経営体	30,408経営体	66.8%
うち農業構造動態調査	33,000経営体	28,170経営体	85.4%
新規雇用者調査	5,767経営体	3,746経営体	65.0%
新規参入者調査	1,751委員会等	1,751委員会等	100.0%

10 集計方法

(1) 就業状態調査

新規就農者調査、農業構造動態調査ごとに次に示す推定式により推定値を求め、全国の推定値は、それぞれの推定値を合計することにより求めた。

[推定式]

$$X = X_1 + X_2$$

$$X_h = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{k=1}^{n_i} x_{ik} \quad (h = 1, 2)$$

X_1 : 新規就農者調査による新規就農者数の推定値

X_2 : 農業構造動態調査による新規就農者数の推定値

L : 層の数（主副業別、農業経営組織別）

N_i : 第 i 階層の母集団の大きさ（経営体数）

n_i : 第 i 階層の集計経営体数

x_{ik} : 第 i 階層における k 番目の標本経営体の新規就農者数

(2) 新規雇用者調査

集計対象事項（x）の層別（農産物の販売金額規模階層等別）推定値を次に示す推定式により算出し、全国の推定値は、層別の推定値を合計することにより求めた。

[推定式]

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

- N_i : 第 i 階層の母集団の大きさ（経営体数）
- n_i : 第 i 階層の集計経営体数
- L : 階層の数
- x_{ij} : 第 i 階層の j 番目の x の調査値

(3) 新規参入者調査

調査値の合計により求めた。

11 実績精度

新規自営農業就農者数（4万6,040人）及び新規雇用就農者数（1万680人）についての実績精度を標準誤差率（%）（標準誤差率の推定値÷推定値×100）により示すと、次表のとおりである。

区 分	標準誤差率
新規自営農業就農者数	2.2%
新規雇用就農者数	4.0%

12 用語の解説

新規就農者	新規自営農業就農者、新規雇用就農者及び新規参入者の3者をいう。
新規自営農業就農者	家族経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。
新規雇用就農者	調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用され、農業に従事した者（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）をいう。
新規参入者	調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。 なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。
新規学卒就農者	新規就農者のうち、自営農業就農者で「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び雇用就農者で雇用される直前に学生であった者をいう。

農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業 イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷頭羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の規模の農業 <table data-bbox="526 459 1069 940"> <tr><td>①露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr><td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr> <tr><td>③果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>④露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr> <tr><td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr><td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> ウ 農作業の受託の事業	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 a																						
②施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③果樹栽培面積	10 a																						
④露地花き栽培面積	10 a																						
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
家族経営体	1 世帯（雇用者の有無を問わない。）で事業を行う者をいう。 なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。																						
組織経営体	世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。																						

13 東日本大震災の影響

(1) 平成22年調査

新規参入者調査は、調査不能となった岩手県、宮城県及び福島県の全域並びに青森県の一部地域は含まれていない。

(2) 平成23年～26年調査

調査不能となった福島県の一部地域を除いて、集計を行った。

(3) 平成27年～28年調査

就業状態調査及び新規雇用者調査は、本調査の母集団としているセンサスにおいて、福島県の一部地域の調査を実施できなかったため、本調査の結果には当該地域は含まれていない。

14 熊本地震の影響

平成27年の新規参入者調査は、調査票の回収が不能となった熊本県の4農業委員会は含まれていない。

15 利用上の注意

(1) 統計の表示について

ア 数値の四捨五入について

統計表の数値については、集計値の原数を下1桁で四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

イ 表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」：上記アの四捨五入によるもの（例：4人→0人）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

(2) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「農家数、担い手、農地など」の「新規就農者調査」で御覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinki/index.html#r>】

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

(3) この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成28年新規就農者調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

16 お問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業担い手統計班

電 話：(代表) 03-3502-8111（内線3666）

（直通）03-6744-2247

FAX： 03-5511-7282